

長野保健医療大学学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 長野保健医療大学（以下「本学」という。）は、人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備える「仁心妙術」の研鑽に励み、本学で得た知識や技能を、すべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概を持って社会に貢献する「徳風四海に洽（あまねく）」を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識・技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の保健・医療・福祉の充実・発展に寄与する。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究の一層の充実を図り、本学の趣旨及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及び組織運営（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、その設置の趣旨に照らし、教育課程、教員組織、その他教育研究活動等の状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第2章 学部、学科、専攻及び定員

(課程、学科及び学生定員)

第4条 本学に次の学部学科を置く。

保健科学部 リハビリテーション学科

看護学部 看護学科

2 各学部学科専攻の定員は次のとおりとする。

保健科学部リハビリテーション学科

理学療法学専攻 入学定員 40 人 収容定員 160 人

作業療法学専攻 入学定員 40 人 収容定員 160 人

看護学部看護学科 入学定員 80 人 収容定員 320 人

(学部、学科及び専攻の教育研究上の目的)

第 5 条 前条の学部、学科及び専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 保健科学部

第 1 条の教育理念に基づき、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療人及び教育研究者を育成する。

(2) リハビリテーション学科

リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、豊かな人間としての基本を兼ね備えたリハビリテーションの専門家を育成する。

(3) 理学療法学専攻

理学療法の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた理学療法士を育成する。

(4) 作業療法学専攻

作業療法の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた作業療法士を育成する。

(5) 看護学部

第 1 条の教育理念に基づき、豊かな人間性と広い見識を持って、地域住民の健康生活をサポートすることのできるケア提供者を育成する。

(6) 看護学科

看護の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、地域の多様なニーズに対応できる質の高い探求心を持つ看護師・保健師を育成する。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第7条 本学には、8年を超えて在学することができない。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期及び単位時間)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月第3週まで

後期 9月第4週から翌年3月31日まで

2 単位時間及び授業時間については、別に定める。

(休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

(6) その他学長が定めた日

2 前項の規定に関わらず、学長は、必要がある場合は臨時に休業日を設け若しくは休業日を変更し又は休業日に授業を行わせることができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第11条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体

系的に教育課程を編成するものとする。

2 授業科目は、別表のとおりとする。

3 単位の修得の認定手続及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 12 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

第 13 条 リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区 分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
理学療法 学専攻	必修科目	16 単位	29 単位	一単位	45 単位
	選択科目	9 単位以上	6 単位以上	70 単位以上	85 単位以上
	合 計	25 単位以上	35 単位以上	70 単位以上	130 単位以上
作業療法 学専攻	必修科目	16 単位	29 単位	一単位	45 単位
	選択科目	9 単位以上	6 単位以上	73 単位	88 単位以上
	合 計	25 単位以上	35 単位以上	73 単位	133 単位以上

2 看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区 分	教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
必修科目	18 単位	23 単位	75 単位	116 単位
選択科目	10 単位以上	2 単位	4 単位	16 単位以上
合 計	28 単位以上	25 単位	79 単位	132 単位以上

(学修の評価及び単位の授与)

第 14 条 授業科目を履修した学生に対しては、学修の成果を S(90 点以上)、A (80 点以上 90 点未満)、B (70 点以上 80 点未満)、C (60 点以上 70 点未満)、D (60 点未満) の 5 段階で評価し、S、A、B、C を合格とする。

2 成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA 制度を導入する。

3 前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定 (CAP 制) を行う。

4 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

(履修届)

第 15 条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を学科長に提出しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 16 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学 (外国の大学を含む。) との協議に基づき、その大学の授業科目履修を希望する学生があるときは、履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 17 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位 (大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。) を、本学における入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものにつ

いては、第 16 条並びに第 17 条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 5 章 試験、卒業及び学位

(試験)

第 19 条 試験は、履修した科目について、学期末に行う。ただし、学長が特別に認めた授業科目は、この限りでない。

- 2 前項の試験のほか、学長は臨時に試験を行うことがある。
- 3 正当な理由により受験できなかった者には、学長が認めた限度内において追試験を行うことがある。

(試験の方法)

第 20 条 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出をもって試験に替えることがある。

(卒業)

第 21 条 本学に 4 年以上在学し、第 13 条に規定する単位を修得した者には、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学位)

第 22 条 学長は、前条により保健科学部の卒業を認定された者に対して、学士（理学療法学・作業療法学）の学位を授与する。

- 2 学長は、前条により看護学部の卒業を認定された者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 入学、休学、退学、除籍、転入及び転学

(入学資格)

第 23 条 本学の学部の第 1 年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する

者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の認定した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の認定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の認定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規程により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の時期）

第 24 条 本学の入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学長が特別に認めた場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

（入学志願の手続き）

第 25 条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに入学願書等、所定の出願書類及び第 38 条に規定する入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 26 条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

2 選考による合格者の決定は、入試判定会議の議により学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 27 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、第 38 条に規定する入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学又は転入学)

第 28 条 学長は、編入学又は転入学を志願する者に、試験を行い、教授会の意見を聴き、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学に 1 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(転学部又は転専攻)

第 28 条の 2 学長は、本学内における転学部又は転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者に選考を行い、教授会の意見を聴き、第 1 年次に転学部等を許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(休学)

第 29 条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 1 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を要する。

2 疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 30 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、第7条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第31条 休学した者が、休学期間を満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えて願出しなければならない。

(転学)

第32条 他の大学等への入学又は転学を志願しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより、学長に願出でて許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第7条に定める在学期間に含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについては、学長が定める。

(退学)

第34条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願に学生証を添えて学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第35条 前条の規定により本学を退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の上、再入学願を学部長に提出し、教授会の意見を聴き、学長が再入学を許可することができる。

2 第48条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

(再入学の単位数、在学年数の取扱い)

第36条 前条第1項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数等については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、除籍することが

できる。

- (1) 第7条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第30条第1項の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 病気その他の事由により、成業の見込みのない者
- (4) 正当な理由がなく授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金、授業料等)

第38条 本学の入学金、授業料その他の納付金は、次のとおりとする。

学 部	保健科学部	看護学部
入学検定料	30,000 円	30,000 円
入 学 金	200,000 円	200,000 円
授業料(年額)	900,000 円	900,000 円
実験実習費(年額)	300,000 円	(初年度) 300,000 円
		(2年次以降) 420,000 円
施設整備費(年額)	100,000 円	100,000 円
教材図書費(年額)	100,000 円	100,000 円

- 2 授業料、実験実習費、施設整備費及び教材図書費は、本学が指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 前項の納付金を期限内に納入しないときは、学長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
- 4 学長は、前項の督促をしてもなお納入しない者には、特別の事情を除くほか、その者を出席停止にし、又は除籍することができる。
- 5 学長は、特別の事情があると認めた者には、授業料を減免することができる。
- 6 転入又は転学した者の納付金は、在籍することとなった学年又は在籍していた学年の授業料、実験実習費、施設整備費、教材図書費及び入学金とする。

(退学等の場合の授業料等)

第 39 条 退学若しくは転学した者又は停学中の者は、当該期の授業料、実験実習費、施設整備費及び教材図書費（以下「授業料等」という。）の全額を納入しなければならない。

(休学した場合の授業料等)

第 40 条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等の全額を納入しなければならない。

2 休学が前期又は後期の全般にわたるときは、授業料等に替えて、当該期毎に別に定める在籍料を納入しなければならない。

3 前期又は後期中途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等の全額を納入しなければならない。

(既納の授業料等納付金の取扱い)

第 41 条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設整備費、教材図書費その他の納付金は、原則として返還しない。ただし、納付金を納入した後、一定の期間内に入学を辞退した者については、入学検定料、入学金以外の納付金を返還する。

第 8 章 職員組織

(職員)

第 42 条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員

2 学長が必要と認めた場合は、特任教員、客員教員、兼任教員及び臨床教員を置くことができる。

(職員組織)

第 43 条 本学に、学部長、センター長、学生部長、教務部長、図書館長、学科長、専攻長、事務局長その他の教職員を置く。

2 学長が必要と認めた場合は、副学長を置くことができる。

第9章 教授会及び委員会

(教授会)

第44条 本学に、学校教育法第93条第1項に基づき教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第45条 本学に、大学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会に必要な事項は別に定める。

(各種委員会)

第46条 本学に、ファカルティ・ディベロップメント・スタッフ・ディベロップメント（FD・SD）委員会、研究委員会、研究倫理審査委員会、紀要委員会、利益相反委員会、研究データ管理委員会、教学IRシステム管理委員会、広報委員会、教務委員会、学生委員会、研修委員会及び入試委員会を置く。

2 前項の委員会のほか、必要に応じ、その他の委員会を置くことがある。

3 前2項の委員会に関して必要な事項は別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、その行為・業績において他の模範となる学生を、教授会の意見を聴き、表彰することができる。

(懲戒)

第48条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為をした学生を、教授会の意見を聴き、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 11 章 実習施設

(実習施設)

第 49 条 本学に附属の医療機関及び介護事業所を置き、実習施設として使用することができる。

2 実習施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第 50 条 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第 13 章 健康診断

(健康診断)

第 51 条 健康診断は、毎年 1 回実施する。

第 14 章 補則

(改正)

第 52 条 この学則の改正は、教授会の意見を聴き、理事会の議により行う。

(補則)

第 53 条 この学則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、文部科学大臣の本大学設立の認可を受けて、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、文部科学大臣の認可後、大学の開設に必要な準備行為を行うことができる。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、文部科学大臣の学部設立の認可を受けて、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、文部科学大臣の認可後、学部の開設に必要な準備行為を行うことができる。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 24 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。

【別表】（第 11 条関係）

（保健科学部 リハビリテーション学科）

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
教養科目	大学基礎セミナー	ソーシャルリテラシー		2	
		アカデミックリテラシー		2	
		情報リテラシー	2		
	人文科学	心理学	2		
		倫理学		1	
		文化人類学		2	
		信州学		2	
		哲学		1	
		音楽		1	
	社会科学	社会福祉学	2		
		教育学	2		
		社会学		2	
		日本国憲法・法学		2	
		近現代史		2	
	自然科学	自然科学の基礎	2		
		物理学		2	
		生物学		2	
		生化学		2	
		ヒトと自然の共生		2	
		加齢の科学		1	
	体育学	体育実技	1		
		体育学	1		
	外国語	英語Ⅰ	1		
		英語Ⅱ	1		
		医学英語Ⅰ	1		
		医学英語Ⅱ	1		
		医学英語Ⅲ		1	
		医学英語Ⅳ		1	
		ハングル		2	
		中国語		2	
		スペイン語		2	
		フランス語		2	
	小計(32 科目)		16	36	

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
専門 基礎 科目	基礎医学	解剖学Ⅰ(総合)	1		
		解剖学Ⅱ(総合)	1		
		解剖学実習(人体解剖観察)	1		
		解剖学演習Ⅰ(骨格系)		2	
		解剖学演習Ⅱ(筋・神経系)		1	
		運動器系解剖学Ⅰ		1	
		運動器系解剖学Ⅱ		1	
		体表解剖学演習		1	
		生理学Ⅰ	1		
		生理学Ⅱ	1		
		生理学実習	2		
		基礎運動学Ⅰ	1		
		基礎運動学Ⅱ	1		
		運動学実習		2	
		人間発達学	1		
		医療統計学	2		
	臨床医学	病理学	1		
		医用画像解析学	1		
		臨床薬理学	1		
		栄養管理学	1		
		救急救命医学	1		
		リハビリテーション医学	1		
		外科学	1		
		整形外科	1		
		内科学・老年学Ⅰ	1		
		内科学・老年学Ⅱ	1		
		神経内科学	1		
		脳神経外科学	1		
		小児科学・小児神経科学	1		
		精神医学	1		
		臨床心理学	1		
	保健医療福祉と リハビリテーション の理念	障害科学	1		
		公衆衛生学	1		
		生命倫理		1	
		コミュニケーション論		1	
	小計(35 科目)		29	10	

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
専門科目（理学療法学関係）	基礎理学療法学	理学療法概論Ⅰ（導入論）		1	
		理学療法概論Ⅱ（理学療法トピックス）		1	
		病態運動学Ⅰ		1	
		病態運動学Ⅱ		1	
		理学療法総合演習		1	
		理学療法研究法Ⅰ		1	
		理学療法研究法Ⅱ		1	
		理学療法研究法演習（卒業研究）		2	
	理学療法倫理・管理	理学療法倫理・管理学		2	
	理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ（関節機能系検査）		1	
		理学療法評価学Ⅱ（筋機能系検査）		1	
		理学療法評価学Ⅲ（各種検査と測定）		1	
		理学療法評価学Ⅳ（模擬症例）		1	
		理学療法評価学Ⅴ（実症例）		2	
	理学療法治療学	運動療法学Ⅰ（関節機能系）		1	
		運動療法学Ⅱ（筋・神経機能系）		1	
		運動療法学演習		1	
		物理療法学Ⅰ		1	
		物理療法学演習		2	
		物理療法学Ⅱ（マッサージ）		1	
		理学療法系義肢装具学Ⅰ		1	
		理学療法系義肢装具学Ⅱ		1	
		日常生活活動学Ⅰ（概論）		2	
		日常生活活動学Ⅱ（各論）		1	
		理学療法治療学Ⅰ（脳血管障害）		1	
		理学療法治療学Ⅱ（運動器障害）		2	
		理学療法治療学Ⅲ（神経系障害）		1	
		理学療法治療学Ⅳ（内部障害）		2	
		理学療法治療学Ⅴ（発達障害）		1	
		理学療法治療学Ⅵ（スポーツ障害）		1	
		運動器障害治療技術論		1	
		神経障害治療技術論		1	
		予防理学療法学		1	

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
専門科目 (理学療法学関係)	地域理学療法学	地域理学療法学Ⅰ(概論) 地域理学療法学Ⅱ(各論) 生活環境学		1 1 1	
	理学療法臨床実習	臨床見学実習 理学療法臨床評価実習Ⅰ 理学療法臨床評価実習Ⅱ 地域理学療法実習 理学療法臨床実習Ⅰ 理学療法臨床実習Ⅱ		1 3 4 1 8 8	
専門科目 (作業療法学)	基礎作業療法学	作業療法概論 基礎作業療法学 基礎作業学Ⅰ(基本・技法) 基礎作業学Ⅱ(作業分析) 作業療法研究法Ⅰ 作業療法研究法Ⅱ 作業療法研究法演習(卒業研究)		1 1 1 1 1 1 2	
		作業療法倫理・管理		2	
	作業療法評価学	作業療法評価学総論 身体系作業療法評価学 精神系作業療法評価学 精神系作業療法評価学演習 発達系作業療法評価学 作業療法評価学演習Ⅰ 作業療法評価学演習Ⅱ		1 1 1 1 1 1 1	
		作業療法治療学		1 1 2 1 1 2	

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
専門科目（作業療法学）	作業療法治療学	発達系作業療法学		1	
		発達系作業療法治療学Ⅰ		1	
		発達系作業療法治療学Ⅱ		2	
		高次脳機能系作業療法学Ⅰ		1	
		高次脳機能系作業療法学Ⅱ		1	
		高齢期作業療法学Ⅰ		1	
		高齢期作業療法学Ⅱ		1	
		日常生活活動学Ⅰ		1	
		日常生活活動学Ⅱ		1	
		作業療法系義肢装具学		1	
		職業前評価・治療学		1	
	地域作業療法学	地域作業療法学Ⅰ		2	
		地域作業療法学Ⅱ		2	
	作業療法臨床実習	臨床見学実習		1	
		作業療法臨床評価実習Ⅰ		3	
		作業療法臨床評価実習Ⅱ		3	
		地域作業療法実習		2	
		作業療法臨床実習Ⅰ		9	
		作業療法臨床実習Ⅱ		9	
専門科目	IPE関連科目	健康科学概論	2		
		IPW 論	1		
		IPW 演習	1		
		言語聴覚療法概論		1	
		看護学概論		1	
		介護学概論		1	
		小計(88 科目)	4	139	
	合計(155 科目)		49	185	

【別表】（第 11 条関係）

（看護学部 看護学科）

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必 修	選 択	自 由
教 養 科 目	大学基礎セミナー	ソーシャルリテラシー	2		
		アカデミックリテラシー	2		
		情報リテラシー	2		
	人文科学	人間関係論	2		
		倫理学		1	
		心理学	2		
		文化人類学		2	
		哲学		1	
		信州学		2	
		音楽		1	
	社会科学	社会学		2	
		教育学		2	
		日本国憲法・法学		2	
		近現代史		2	
	自然科学	自然科学の基礎	2		
		ヒトと自然の共生		2	
		加齢の科学		1	
		生化学		2	
		生物学		2	
	体育学	体育(実技)	1		
		体育学	1		
	外国語	英語Ⅰ	1		
		英語Ⅱ	1		
		医学英語Ⅰ	1		
		医学英語Ⅱ	1		
		中国語		2	
		スペイン語		2	
		ハングル		2	
		フランス語		2	
		医学英語Ⅲ		1	
	小計(30 科目)		18	31	

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必 修	選 択	自 由
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能	代謝栄養学	2		
		形態機能学Ⅰ	2		
		形態機能学Ⅱ	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物・感染症学	2		
		病理・病態生理学	2		
		薬理学	2		
		病態・病態治療論Ⅰ	1		
		病態・病態治療論Ⅱ	1		
		病態・疾病治療論Ⅲ	1		
		病態・疾病治療論Ⅳ	1		
		病態・疾病治療論Ⅴ	1		
		生命倫理		1	
		臨床心理学		2	
	健康科学と社会保険制度	看護倫理学	1		
		保健医療福祉行政論	2		
		保健統計学Ⅰ	1		
		保健統計学Ⅱ		1	
		疫学		2	
		社会福祉学	2		
	小計(19科目)		23	6	
専 門 科 目	基礎看護学	看護学概論	2		
		看護提供システム論	2		
		基礎看護技術論Ⅰ	3		
		基礎看護技術論Ⅱ	3		
		ヘルスアセスメント方法論Ⅰ	1		
		ヘルスアセスメント方法論Ⅱ	1		
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護学Ⅰ	2		
		地域・在宅看護学Ⅱ	2		
		地域・在宅看護学方法論	2		
	成人看護学	成人看護学概論	2		
		成人看護学方法論Ⅰ	2		
		成人看護学方法論Ⅱ	2		
	老年看護学	老年看護学概論	2		
		老年看護学方法論	2		
	小児看護学	小児看護学概論	2		
		小児看護学方法論	2		

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必 修	選 択	自 由
専 門 科 目	母性看護学	母性看護学概論	2		
		母性看護学方法論	2		
	精神看護学	精神看護学概論	2		
		精神看護学方法論	2		
	看護の統合 と実践	看護研究法	2		
		災害看護学	2		
		看護教育論		1	
		遺伝看護学		1	
		看護課題探求	3		
		エンドオブライフ・ケア		2	
		国際看護学		2	
	臨地実習	早期体験実習	1		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	2		
		在宅生活支援実習	2		
		成人看護学実習	4		
		老年看護学実習	4		
		小児看護学実習	2		
		母性看護学実習	2		
		精神看護学実習	2		
		統合実習	3		
	公衆衛生 看護学 関連科目	公衆衛生看護学概論		2	
		公衆衛生看護学活動論		2	
		公衆衛生看護学方法論Ⅰ		2	
		公衆衛生看護学方法論Ⅱ		2	
		公衆衛生看護管理論		2	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ		3	
公衆衛生看護学実習Ⅱ			2		
IPE関連科目	健康科学概論	2			
	IPW 論	1			
	IPW 演習	1			
	リハビリテーション概論	1			
小計(48 科目)			75	21	
合計(97 科目)			116	58	